

平成 21 年 12 月 28 日

各 位

札幌市北区北 9 条西 3 丁目 7 番地
会 社 名 株式会社 土屋ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 土屋 昌三
(コード番号 1840 東証第 2 部・札証)
問 合 せ 先 責任者役職名 経営企画部長
氏 名 小田 徹
電 話 番 号 011-717-5556

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 12 月 28 日開催の取締役会において、平成 22 年 1 月 28 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- 1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に果たし、より積極的な経営判断を行えるようにするため、また、社外取締役及び社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役及び監査役の責任免除に関する規定並びに社外取締役、社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を変更案第 26 条、変更案第 35 条として新設するものであります。なお、変更案第 26 条の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- 2) その他、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第四章 取締役及び取締役会 (新設)	第四章 取締役及び取締役会 (<u>取締役の責任免除</u>) <u>第 2 6 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 2 6 条～第 3 3 条 (条文省略)	第 2 7 条～第 3 4 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第五章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p>第34条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第五章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第36条～第41条 (現行どおり)</p>

3. 日程

取締役会決議日：平成21年12月28日

定時株主総会開催日：平成22年1月28日（予定）

効力発生日：平成22年1月28日（予定）

以上